

第85回 定時株主総会招集ご通知

 「ネットで招集」はこちらから



<https://s.srdb.jp/7921/>

日時

2022年8月26日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の「議決権行使書用紙」の郵送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する
対応策(買収防衛策)継続の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う
打ち切り支給の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。ここに第85回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申し上げます。

2022年5月期の連結業績は、ディスクロージャー関連事業の好調な推移および通訳・翻訳事業の大幅な回復などから、増収増益となりました。中期経営計画2023の最終年度となる2023年5月期も、引き続き業績の向上に努めてまいります。

当社グループの各事業は、機密性・秘匿性が高い情報を取り扱う公益性の高いものであり、買収防衛策の継続につきましては、株主共同の利益を確保するため本株主総会へ上程いたしました。創業70周年を迎え、これからも専門知識を活かして社会の公器としてあり続け、着実に前進してまいりますので、何卒議決権のご行使のほど、お願い申し上げます。

2023年5月期の配当につきましては、2022年5月期に実施した記念配当4円に続き、剰余金の配当等に関する当社基本方針に基づき1株当たりの年間配当金は70円（中間配当35円、期末配当35円）と増配を予定しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年8月4日

東京都豊島区高田三丁目28番8号
株式会社TAKARA & COMPANY
代表取締役社長 堆 誠一郎



第85回定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン3階 富士の間

▶ 会場ご案内図は「ネットで招集」をご覧ください。

目的事項 報告事項

- (1) 第85期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第85期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

事前の議決権行使のご案内

当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、事前の議決権行使の方法をご選択いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年8月25日（木曜日）午後6時まで**にご行使くださいますようお願い申し上げます。

✉ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

🌐 インターネットによる議決権行使

5頁をご参照ください。

以上

招集通知全文のPDFをご覧ください

- 当社ウェブサイト (<https://www.takara-company.co.jp/ir/>)
また、上記のほか、下記のウェブサイトにおいても掲載しております。
- 「ネットで招集」 (<https://s.srdb.jp/7921/>)
- 日本取引所グループウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>)



当社ウェブサイト



「ネットで招集」



「ネットで招集」のご案内

「ネットで招集」は様々な情報に加えて、各種機能を搭載しておりますので、ぜひご活用ください。

▶ <https://s.srdb.jp/7921/>



1

議決権行使ウェブサイトへアクセスし議決権行使を行ってください。

2

株主総会時にご報告予定の事業報告動画の先行配信を閲覧できます。

3

株主優待のオンライン申込はこちらから簡単にできます。

※詳しくは同封の株主優待のご案内チラシをご覧ください。

目次

P.1 株主の皆様へ

P.2 第85回定時株主総会招集ご通知

P.3 「ネットで招集」のご案内/目次

P.5 インターネットによる議決権行使のご案内

P.7 TAKARA & COMPANYについて

P.13 株主総会参考書類

(添付書類)

P.32 事業報告

P.45 連結計算書類/計算書類

P.49 監査報告書

4

ご質問・ご意見の事前受付および 事前回答公開に関して

受付期限

8月21日（日曜日）
午後6時まで

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問・ご意見をお受けし、回答いたします。

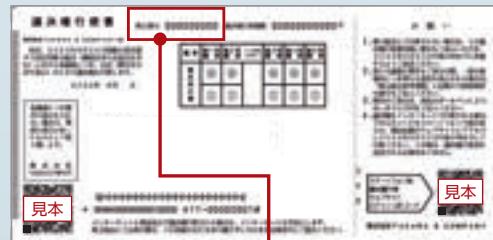
「ネットで招集」に入力フォームをご用意しておりますので、アクセスをお願い申し上げます。

承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではございません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

2022年8月21日（日）までにお寄せいただきましたご質問・ご意見につきましては、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項を中心に、**2022年8月23日（火）**中に「ネットで招集」にて事前回答を公開する予定であります。また、お寄せいただきましたご質問・ご意見のうち、多くの株主様からいただきましたご質問・ご意見につきましては、当社の定時株主総会の議場においても、議長よりご紹介する予定です。

ご留意事項

- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔をお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- ご質問内容を「ネットで招集」において公開する場合は、株主番号および御氏名を表示しない形で公開いたします。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。



株主番号はこちらに記載されています

- 以下の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
 2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査役が監査した事業報告、ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

TAKARA&COMPANY IR



<https://www.takara-company.co.jp/ir/>

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使くださいますようお願いいたします。

行使期限

8月25日(木曜日)
午後6時まで



スマート行使による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで
「議決権行使コード」および**「パスワード」**が入力不要でログインいただけます。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

画面の案内に従って
行使完了です

❗ この方法での議決権行使は
1回に限りです。



❗ 2回目以降の
ログインの際は…

次頁に記載のご案内に従って
ログインしてください。

スマート行使上で議
案詳細にタッチする
と、「ネットで招集」
と連携します。



インターネットによる
議決権行使についての
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル  0120 (652) 031 (9:00 ~ 21:00)

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



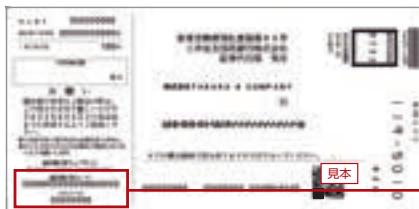
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙左片のパスワード欄を「*****」で表示しております

アクセス手順

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、ログインしてください



「次にすすむ」をクリックした後、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

2. パスワードを入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権を行使ください。

ご注意事項

- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主総会招集ご通知の受領方法について

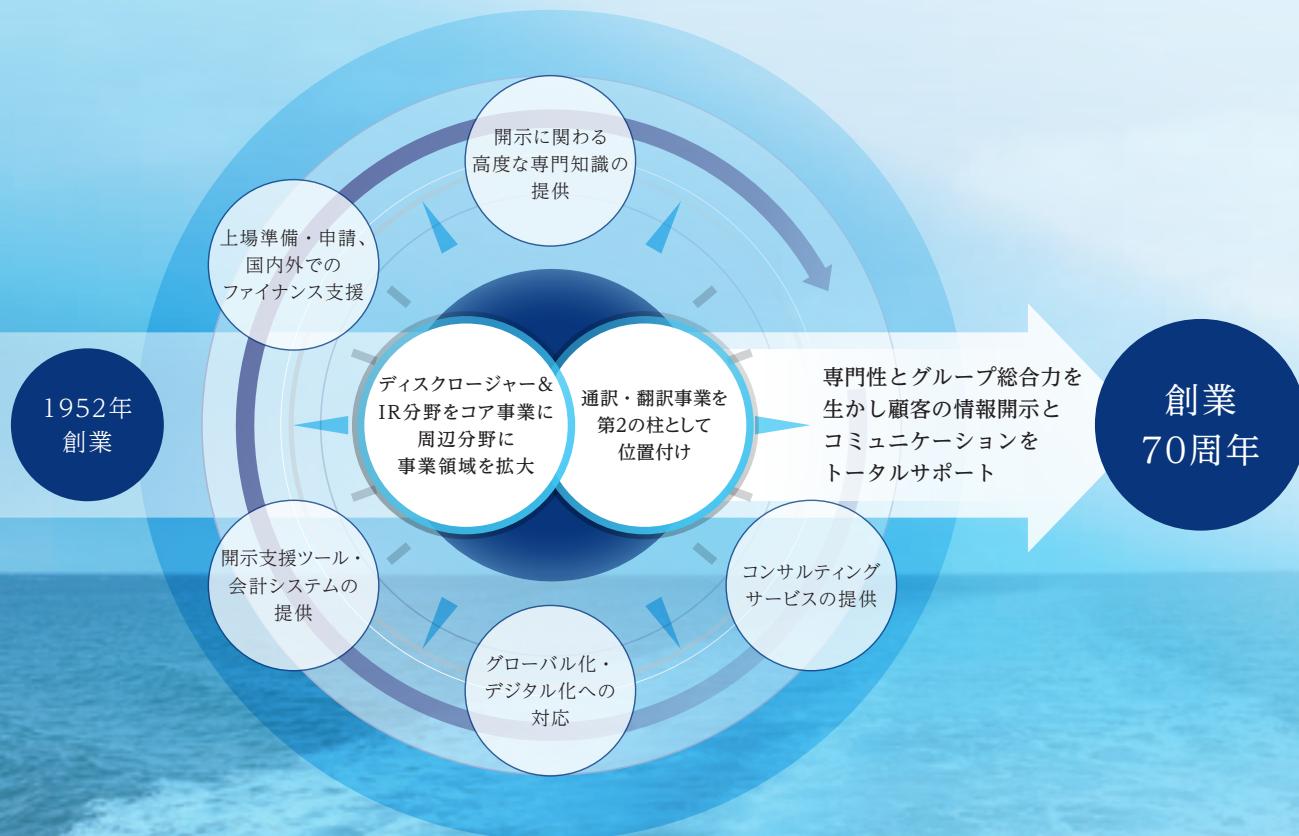
- 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続いただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。(携帯電話ではお手続いただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。)

TAKARA & COMPANYについて

プロフィール

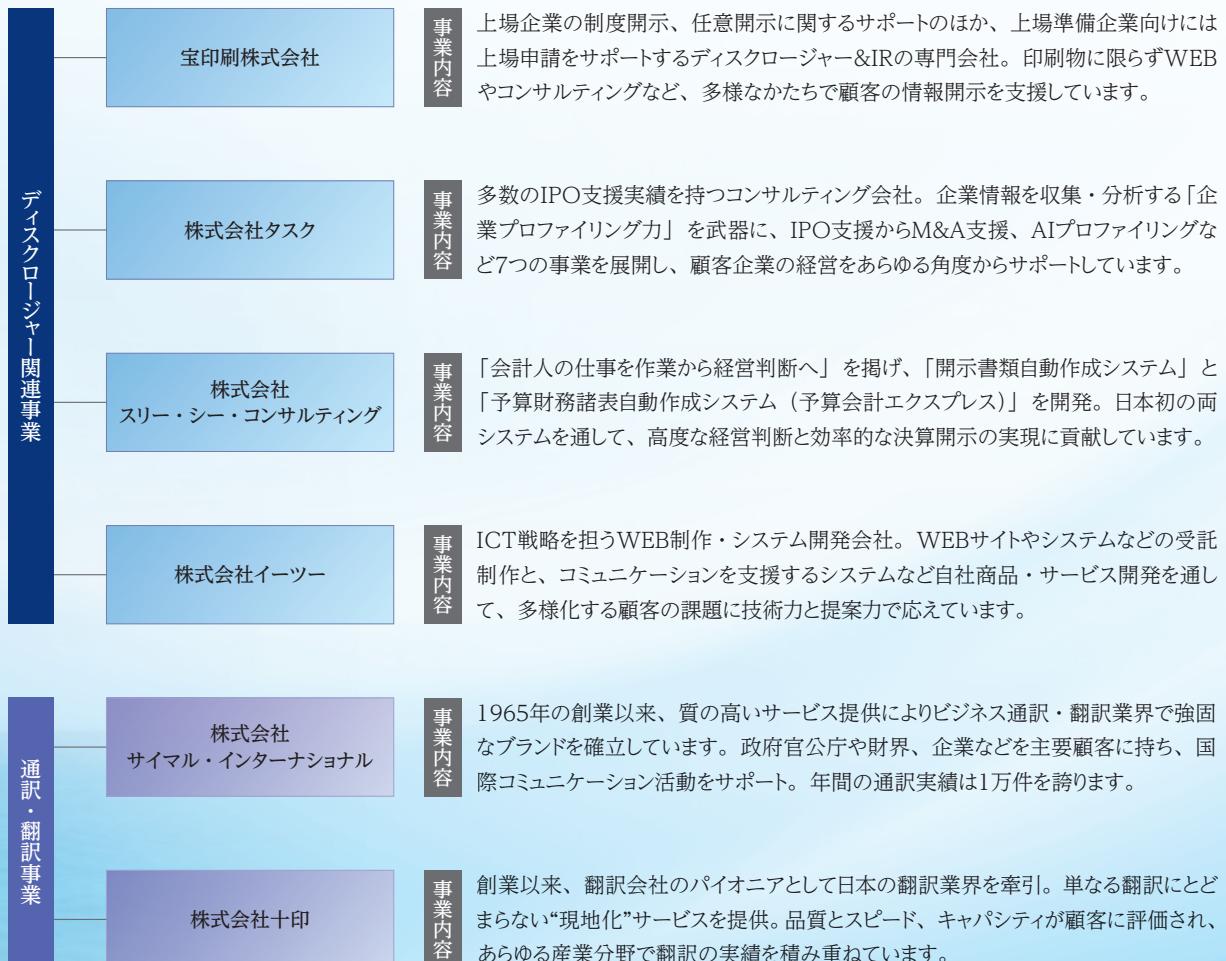
「専門知識を活かして皆様のお役に立ちたい」という創業者の想いから生まれた当社グループは、宝印刷の創業以来、企業の正確かつスピーディな情報開示をお手伝いし、ディスクロージャー&IR領域で事業基盤を確立してまいりました。昨今、企業価値の拡大を目指すお客様のニーズは多様化、複雑化しています。当社はそれにお応えすべく新たな事業基盤づくりに向けて、「ディスクロージャー関連事業」と「通訳・翻訳事業」を2本の成長柱とし、ポートフォリオの変革へと動き出しています。創業70周年を迎え、さらなる成長の実現を目指します。

培ってきた強み



グループの全体像

TAKARA & COグループは、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制のもと、傘下の企業はそれぞれが専門性の高い事業を有し各社の連携を深め協業することで、グループ一丸となってお客様の課題解決に挑んでいます。



中期経営計画2023進捗状況

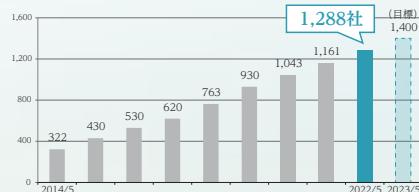
2021年5月期から2023年5月期の3か年を対象とする中期経営計画2023の目標達成に向け取り組んでおります。

第85期の成果

ディスクロージャー関連事業

- ・決算プロセス自動化ツール「WizLabo」をリリース（2022年5月）。導入顧客数が増加
- ・決算／開示業務に関わるコンサルティング事業が継続的に好調
- ・株主総会動画配信や招集通知の翻訳売上が増加
- ・統合報告書およびIR関連書類のディスクロージャー翻訳売上が増加
- ・IRサイト自動更新ツール（WizLabo Library）の売上が増加

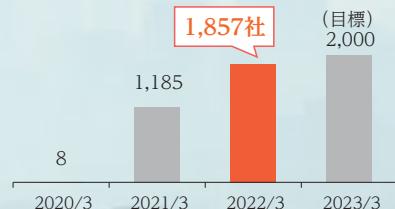
WizLabo（上位機種）導入社数の推移



通訳・翻訳事業

- ・通訳事業は「interprefy」を活用したオンライン会議形式が普及
- ・翻訳事業は堅調な大手顧客に加え新規顧客開拓により売上が大幅増加
- ・コロナ前実績の約80%に回復

「interprefy」受注件数の推移



第86期の取組み

業績目標の修正

ディスクロージャー関連事業で主に2022年5月期から「収益認識に関する会計基準」等を適用した影響、通訳・翻訳事業で、主に新型コロナウイルス感染症が事業環境に及ぼした影響により売上高はマイナスの影響を受けましたが、利益は両事業ともに重点施策が計画以上に進捗したことにより、中期経営計画の最終年度の利益目標を前倒して達成することができました。このような状況を踏まえ、2022年5月期までの計画の進捗および2023年5月期の各事業分野における重点施策のさらなる強化を見据え、中期経営計画の最終年度の業績目標（業績予想）を修正いたしました。（10頁連結財務ハイライト参照）

重点施策のさらなる強化

- 日英同時開示に対応できる体制のさらなる充実
- 開示書類の作成支援から入力代行まで一貫したサポート
- WEB版招集通知「ネットで招集」の販売強化など議決権行使からハイブリッド株主総会の運営に至るまで、株主総会一連の作業をスムーズに行えるサポート体制の強化
- 「統合報告書」のさらなる支援強化や、「WizLabo Library」の拡販
- TeamsやZoomと機能統合されたinterprefy新サービスの展開
- 従来の音声配信から映像配信やハイブリッド会議設営まで機材サービス領域を拡大
- 大型案件に対する機械翻訳対応と、創造性に富む人手翻訳対応のハイブリッド体制の強化

財務・非財務ハイライト

連結財務ハイライト

	中期経営計画2023		
	2021年5月期（実績）	2022年5月期（実績）	2023年5月期（計画）
売上高 ^{*1}	247億円	253億円	270億円
ディスクロージャー関連事業	189億円	186億円	—
通訳・翻訳関連事業	58億円	66億円	—
営業利益	27億円	35億円	36億円
セグメント利益または損失（△） ^{*2}			
ディスクロージャー関連事業	25億円	27億円	—
通訳・翻訳関連事業	△4億円	2億円	—
経常利益	28億円	36億円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	16億円	22億円	23億円
ROE	8.6%	10.0%	10.0%
1株当たり配当金	54.0円	58.0円	70円（予想） ^{*3}

※1「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年5月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

※2 セグメント利益または損失は、連結損益計算書の営業利益と、前期は635百万円、当期は572百万円、調整を行っております。

※3 2022年7月8日に開示いたしました当社2022年5月期決算短信における予想値です。

非財務ハイライト



※1 (株)TAKARA & COMPANYおよび宝印刷(株)の数値です。

※2 上場準備担当者の育成、財務諸表作成や開示書類の理解を目的とし設立された団体による試験です。

ESGの取組み

コーポレート・ガバナンス

- ▶ 各役員の専門性や役員の選任方針・指名手続等については19頁をご覧ください。
- ▶ 役員報酬決定の方針および手続については41頁をご覧ください。

コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念のもと、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿としています。またサステナビリティ基本方針および5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

サステナビリティ委員会の設置

当社グループは、社会と当社グループが共存共栄していくために、改めて現状の体制の点検および見直しを行い、サステナビリティ委員会を設置いたしました。

サステナビリティ委員会は、当社取締役会のもとに設置され、当社グループの経営戦略の一環としてサステナビリティの戦略的な取組みを議論し決定するだけでなく、グループの経営および経営計画に対してサステナビリティ目線での検証を行います。

取締役会の諮問に応じて、サステナビリティに関連する事項について審議し、その結果を取締役に報告・提言いたします。

情報セキュリティ委員会の設置

当社グループは、グループ各社の情報セキュリティ体制を把握し、情報流出リスク、インサイダー事故の防止、個人情報保護体制をグループ全体で確保するとともに、維持、発展させることを目的とし、情報セキュリティ委員会を設置いたしました。

情報セキュリティ委員会は、当社取締役会のもとに設置され、当社グループの重要な経営課題の一つである機密情報の厳正な管理体制を議論し、評価および検証を行います。

取締役会の諮問に応じて、情報セキュリティに関連する事項について審議し、その結果を取締役に報告・提言いたします。

本委員会は、取締役会が指名する3名以上の者で構成され（そのうち常勤取締役1名以上、独立社外取締役1名以上を含むものとする）、委員長は代表取締役社長とします。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	6名 うち社外取締役3名
女性取締役人数	1名（社外）
取締役の任期	1年
取締役会開催回数	14回／年（第85期）
監査役人数	3名 うち社外監査役2名

（注）2022年5月31日時点

政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

1. 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社グループの営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とします。当社は、当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を随時確認しています。取締役会には、四半期ごとに当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針ごとの対応が行われているかを報告するものとします。

2. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、当社グループにおける営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断することとします。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
コーポレート・ガバナンス報告書

URL: <https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/>



人財に関する取組み

人権の尊重と多様性の創出で、いきいきと働ける環境を整備

当社グループが持続的な成長を遂げるためには、従業員一人ひとりの力が十分に発揮できる職場でなければなりません。そのためには、多様性を認め合いながら互いの成長を促すことができる風土や、誰もがいきいきと働ける職場環境を整えることが必要だと考えています。

当社グループでは行動規範において人権の尊重を掲げ、不当な差別をすることなく人権を尊重する方針を社員全員に周知しています。また、社員の就業環境整備についても行動規範で掲げており、ダイバーシティへの取組みを積極的に推進し、公平な処遇を実現するとともに、それぞれの能力・活力を発揮できるような安全で働きやすい職場環境をつくることを方針として事業活動を行っています。

主な取組み

- ・採用活動 ・表彰制度 ・キャリアアップ支援
- ・女性活躍推進 ・男性育児休暇制度
- ・障がい者雇用 ・時短・有給休暇制度
- ・段階別研修制度 ・人事評価システム
- ・女性育児休業復職支援 ・資格取得支援
- ・外国人雇用 ・介護休業制度
- ・シニア雇用 ・従業員のメンタルヘルスケア

サステナビリティ

URL: <https://www.takara-company.co.jp/sustainability/>



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されるので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものです。
- (3) 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 （条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第17条 （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に伴う経過措置)</p> <p>1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名(年齢)	現在の 当社における地位	上場企業の 兼職数	当事業年度の 取締役会への出席状況
1	再任	 <small>あくつ せいいちろう</small> 堆 誠一郎 (満68歳)	代表取締役社長	0社	100% (14回/14回)
2	再任	 <small>おかだ りゅうすけ</small> 岡田 竜介 (満59歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (14回/14回)
3	再任 社外 独立	 <small>い うえ としまさ</small> 井植 敏雅 (満59歳)	取締役	3社	100% (14回/14回)
4	再任 社外 独立	 <small>せきね ちかこ</small> 関根 近子 (満68歳)	取締役	2社	100% (14回/14回)
5	再任 社外 独立	 <small>しいな しげる</small> 椎名 茂 (満58歳)	取締役	2社	100% (10回/10回)
6	新任	 <small>のむら しゅうへい</small> 野村 周平 (満39歳)	—	0社	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
 2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 3. 井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 椎名茂氏は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の出席回数を記載しております。
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および訴訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。

候補者
番号 1 ^{あくつ せい い ち ろ う} 堆 誠 一 郎 再任



生年月日
1953年12月17日生 満68歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社株式数
62,360株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年8月に取締役、2002年8月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年1月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社
1989年5月 同社社長室長
1991年7月 同社総合企画部長
1991年8月 同社取締役総合企画部長
1996年10月 同社取締役経理部長
1997年8月 同社常務取締役経理部長
2002年8月 同社代表取締役社長 (現任)
2019年12月 宝印刷株式会社代表取締役社長 (現任)

候補者
番号 2 ^{おか だ り ゅ う す け} 岡 田 竜 介 再任



生年月日
1962年10月19日生 満59歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社株式数
5,300株

取締役候補者とした理由

証券業務の知識と経験を有するとともに、当社入社以来、外資系企業での勤務経験や海外駐在経験を活かし、国内企業の海外展開に関する支援事業等、新規事業の開拓と育成を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 野村證券株式会社入社
2007年8月 ドイツ証券株式会社入社
2012年1月 イントラリンクス・インク入社
2012年12月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社
ディスクロージャー翻訳部担当次長
2014年7月 同社執行役員グローバルソリューション部長
兼 香港駐在員事務所長
2018年8月 同社取締役常務執行役員 (現任)
2019年2月 株式会社十印代表取締役会長 (現任)
2019年12月 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 (現任)
2020年3月 株式会社サイマル・インターナショナル
代表取締役会長 (現任)

候補者
番号 3 ^{い う え と し ま さ} 井植 敏雅 再任
社外 独立



生年月日
1962年12月3日生 満59歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月 三洋電機株式会社入社
1996年6月 同社取締役
2002年6月 同社代表取締役副社長
2005年6月 同社代表取締役社長
2007年6月 同社特別顧問
2010年2月 株式会社LIXILグループ副社長執行役員
2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長執行役員
2016年6月 株式会社LIXILグループ取締役
2017年7月 同社顧問
2018年6月 株式会社エンプラス社外取締役
(監査等委員) (現任)
2019年8月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役
(現任)
2020年6月 亀田製菓株式会社社外取締役 (現任)
株式会社西島製作所社外取締役 (現任)

候補者
番号 4 ^{せ き ね ち か こ} 関根 近子 再任
社外 独立



生年月日
1953年12月16日生 満68歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として多角的な視点から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社
2006年4月 資生堂販売株式会社 (現 資生堂ジャパン株式会社) 大阪支店支店長
2008年4月 株式会社ディシラ本部出向
全国営業本部長
2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部
美容企画推進室室長
2012年4月 同社執行役員
2014年4月 同社執行役員常務
2016年1月 同社顧問
2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役 (現任)
2018年6月 株式会社バルカー社外取締役 (現任)
2019年8月 宝印刷株式会社
(現 株式会社TAKARA & COMPANY) 取締役
(現任)
2021年6月 東リ株式会社社外取締役 (現任)

候補者番号 5 ^{しいな} ^{しげる} 椎名 茂 再任
社外 独立



生年月日
1964年5月10日生 満58歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (10回/10回)

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

グローバル企業における経営者としての豊富な経験に加え、M&Aや情報技術に関する幅広い知見を有しております。社外取締役として企業経営の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年10月 NEC株式会社入社
 1999年5月 KPMGグローバルソリューション株式会社入社
 2007年7月 ベリングポイント株式会社常務執行役員
 2009年5月 プライスウォーターハウスクーパース
 コンサルタント株式会社常務執行役員
 2012年7月 プライスウォーターハウスクーパース
 株式会社代表取締役社長
 2016年6月 KPMGコンサルティング株式会社代表取締役
 副社長
 2019年4月 慶應義塾大学理工学部訪問教授 (現任)
 2019年10月 日本障害者スキー連盟会長 (現任)
 2020年6月 株式会社ミクニ社外取締役 (現任)
 2021年3月 株式会社ホットリンク社外取締役 (現任)
 2021年6月 C Channel株式会社社外監査役 (現任)
 2021年8月 当社取締役 (現任)
 2022年1月 uMi株式会社代表取締役会長 (現任)

候補者番号 6 ^{のむら} ^{しゅうへい} 野村 周平 新任



生年月日
1983年6月7日生 満39歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
—

所有する当社株式数
500株 (※)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門および営業部門を中心に当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2007年10月 宝印刷株式会社
 (現 株式会社TAKARA & COMPANY) 入社
 2010年12月 株式会社野村代表取締役 (現任)
 2015年2月 宝印刷株式会社
 (現 株式会社TAKARA & COMPANY)
 名古屋営業所長
 2019年7月 同社執行役員
 ディスクロージャー&IR営業一部長
 2019年12月 宝印刷株式会社執行役員
 ディスクロージャー&IR営業一部長
 2022年7月 同社常務執行役員金融法人営業一部長
 兼 金融法人営業二部長 (現任)

※ 株式会社野村 代表取締役であり、同社は当社株式632,800株 (持株比率4.81%) を別途所有しております。

（ご参考）

第2号議案が承認された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。
なお、これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	氏名	企業経営/経営戦略	財務・会計/M&A
取締役	堆 誠一郎	●	●
	岡田 竜介	●	●
	井植 敏雅	●	●
	関根 近子	●	●
	椎名 茂	●	●
	野村 周平	●	●
監査役	田村 義則	●	●
	松尾 信吉	●	●
	高野 大滋郎	●	●

項目のご説明	企業経営/経営戦略 ……………	企業経営の経験やリスクマネジメントの知見を有する
	財務・会計/M&A ……………	有資格者および財務・会計の知見やM&Aの経験を有する
	ディスクロージャー営業/金融 …	ディスクロージャーの営業経験や金融商品・金融分野の知見が豊富である

役員の選任方針・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。

社外取締役および非常勤取締役の選定にあたっては、次項の独立性判断基準を参考としています。

取締役および監査役候補者は、指名・報酬委員会から提言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。

また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

ディスクロージャー営業/金融	通訳・翻訳/グローバル	ESG/ダイバーシティ	法務/コンプライアンス
●		●	
●	●	●	
	●	●	
	●	●	
	●	●	●
●		●	
●		●	●
●		●	
	●	●	●

通訳・翻訳/グローバル …………… 通訳・翻訳事業の経験や業界知見および海外事業展開や外国企業とのビジネス経験を有する
ESG/ダイバーシティ…………… 環境、社会貢献活動や、企業ガバナンス等の知見、多様な働き方等への知見を有する
法務/コンプライアンス …………… 有資格者および法律の知見やコンプライアンスへの知見を有する

独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役および非常勤取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、「当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断を行うために必要な幅広く且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者」を基本として選任します。独立社外取締役を選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

監査役の選任方針

当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとし、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならないとしています。

第3号議案

当社株式の大量買付行為に関する対応策 （買収防衛策）継続の件

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、2010年8月20日開催の当社第73回定時株主総会の決議、2013年8月23日開催の当社第76回定時株主総会の決議、2016年8月26日開催の当社第79回定時株主総会の決議、2019年8月23日開催の当社第82回定時株主総会の決議に基づき継続しております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2022年8月26日開催予定の当社第85回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、2015年7月21日に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、当社グループが遂行する事業が、機密性または秘匿性の高い法定および任意のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とする公益性の高いものであることを前提として、株主共同の利益を確保するため、現プランの継続の是非も含め、環境の変化に合わせてその内容について引き続き検討してまいりました。

その結果、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役3名を含む2022年7月8日開催の取締役会において決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの継続につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2019年12月2日をもって、新設分割方式により、当社の子会社として宝印刷株式会社を設立し、持

株会社体制に移行しております。また、2019年2月に株式会社十印、2020年3月に株式会社サイマル・インターナショナルの全株式を取得し、通訳・翻訳事業の強化・拡大を図っております。

当社グループの基幹業務は、主に子会社である宝印刷株式会社において、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等を行うものであり、公正な資本市場の発展にとって重要な事項にかかわるものであります。とりわけ当社の事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があり、当社グループは、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

また、通訳・翻訳事業においても、顧客の重要な機密を取扱うことが想定され、当社グループの事業においては、顧客から受託する情報（インサイダー情報を含む。）の機密性または秘匿性を保持・確保するセキュリティ環境および高度な専門性が求められます。顧客へ提供するディスクロージャーやIRに関する情報や各種ツール、個々の従業員が保持するノウハウや当社およびグループ各社の業務にご協力いただける取引先とのネットワークは、当社およびグループ各社が創業以来培ってきた貴重な重要な資産であり、顧客からの信頼を獲得し、同時に顧客のニーズに応じた行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、中長期的な観点で株主の皆様へ還元し得る利益を確保すること、また、経営の独立性を保ち、当社の社会的役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保が実現されるものと確信しております。また、株主の皆様はもちろん、顧客を中心に、取引先、従業員等のステーク・ホ

ルダーとの健全で適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これこそが当社グループの基幹業務であるディスクロージャーとIRの分野に加えて通訳・翻訳事業における優位性を保つための基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、それが、当社の有形無形の経営資源、特に、顧客からの信頼に与える影響を中心に各ステーク・ホルダーに与える個々の影響とそれが当社の企業価値に及ぼす影響、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握・検討する必要があると考えます。

当社は、上記のような把握・検討に基づいて、当社グループの基幹業務であるディスクロージャーおよびIRに関するノウハウに象徴される企業価値が毀損され、これにより株主共同の利益を損なう可能性があるかと判断される当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの（公開買付けにおいて、あらかじめ二段階目の買付条件を当初の買付条件よりも不利に設定して買付けを行うこと。この場合、株主が最初の買付けへ応募せざるを得ないこととなる。）、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適當であるもの等は、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものではないと判断いたします。

第2 本方針の実現に資する取組みについて

当社は、証券取引委員会（現 金融庁）出身の故野村正道氏による創業以来、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援および通訳・翻訳等を専門とする事業をグループ全体として営んでおり、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などを重視した経営体制を確保しております。

また、当社グループでは、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づきコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めるとともに「新・中期経営計画2023」を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。

なお、株主の皆様への長期的利益還元については、これを重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしており、また、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、CSR経営を推進しつつ利益を確保し、高品質な製品・サービスの提供、環境保全活動、情報の安全管理、公平な雇用を実践し、株主の皆様へ還元すべく適時適切な経営を進めております。※「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.takara-print.co.jp/ir/policy/cg.html>

※「新・中期経営計画2023」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.takara-print.co.jp/ir/policy/management-plan.html>

第3 本プランの内容

本プランは、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議がされることが前提となります。

1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合があります。わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、買付者が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

なお、2022年5月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告「2. 株式の状況」とおりです。

また、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①または②のいずれかにあたる買付（以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、

新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等^(※1)について、保有者^(※2)の株券等保有割合^(※3)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等^(※4)について、公開買付^(※5)に係る株券等の株券等所有割合^(※6)およびその特別関係者^(※7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年（1948年）4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ報告いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものいたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものいたします。

特別委員会の概要は、後記「第4 特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」

といえます。)を提出していただきます。

- ① 買付者およびそのグループ（共同保有者^(※8)、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想される割増価格とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される割増価格と算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

※8につきましては、金融商品取引法第27条の23第5項に定義されているものに従っております。

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると判断した場合、同委員会は、適宜合理的な回答期限を定めたとえ、買付者に対し、買付者の買付内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

買付説明書および追加して提出いただく情報について

は、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

(3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書の受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を(6)③により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。)を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。そのうえで、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

(5) 株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示し

た事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

② 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします^(※9)。

※9ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30日間を限度として）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものといたします。

(8) 株主総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会から予め株主の皆様の意味を確認するために株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆様に意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主総会を開催することができるものといたします。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、当社取締役会に対し、前述の「3. 対抗措置の発

動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告し、当社取締役会は、当該勧告に基づき、対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

① 以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

a. 当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社による高値での買取りを目的とするいわゆるグリーンメーラーと判断される行為

b. 当社の経営を一時的に支配して、インサイダー情報を含む顧客の機密情報、ディスクロージャーやIRに関する情報、ノウハウ、取引先とのネットワーク、開示書類作成用システム、もしくは工場設備といった当社の重要な資産等を買付者やそのグループ会社に移転する等、不正な目的または当社の業務の公益性を犠牲にして買付者の利益を実現する経営を行おうとしていると判断される行為

c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用しようとする、公益性のない利益実現のためのレバレッジド・バイアウトと判断される行為

d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的としていると判断される行為

② 強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

④ 要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方

針または事業計画、買付の当社の顧客との関係に与える影響、買付後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第4 特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があると思われる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会委員候補者の氏名および略歴は別紙2「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

第5 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、(イ)一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および(ロ)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有

する株式1株につき新株予約権を別途取締役会が定める割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

第6 本プランの株主総会での承認

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

第7 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、2025年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様の過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第8 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年（2005年）5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた

買収防衛策の在り方」（平成20年（2008年）6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専

門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

第9 株主の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主の皆様と与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様のご権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、別途定める割合をもって本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予

約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様は当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生後においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

別紙1 特別委員会規則

第1条 この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

第4条 特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

②前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

第5条 特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内

容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

②取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

③第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
3. 特別委員会検討期間の設定および延長
4. 買付者の買付の内容の精査・検討
5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討
7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

第6条 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

②特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資

料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

第7条 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

②特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。

第8条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

第9条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

第10条 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

第11条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙2 特別委員会委員の候補者

なかむら のぶお 中村 信男

1991年4月 愛知学院大学法学部専任講師
1994年4月 早稲田大学商学部専任講師
1996年4月 早稲田大学商学部助教授
2001年4月 早稲田大学商学部教授を経て早稲田大学商学学術院教授（現任）

2004年3月 ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員（2005年3月まで）
2007年8月 当社社外取締役就任（2008年8月退任）

せきね ちかこ 関根 近子

1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社
2006年4月 資生堂販売株式会社（現資生堂ジャパン株式会社）大阪支店 支店長
2008年4月 株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長
2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部美容企画推進室 室長
2012年4月 同社執行役員

2014年4月 同社執行役員常務
2016年1月 同社顧問
2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役（現任）
2018年6月 株式会社バルカー社外取締役（現任）
2019年8月 当社社外取締役（現任）
2021年6月 東リ株式会社社外取締役（現任）

まつお しんきち 松尾 信吉

1991年4月 三菱電機株式会社入社
1993年3月 横浜市入庁
1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1999年4月 公認会計士登録

2018年7月 ネクストリープ株式会社代表取締役（現任）
2018年10月 株式会社アンビスホールディングス社外監査役（現任）
2019年6月 生化学工業株式会社社外監査役（現任）
2019年8月 当社社外監査役（現任）

以上

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任される今井哲男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
いまい てるお 今井 哲男	2015年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 取締役（現任）

第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2022年7月8日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役2名および監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役および監査役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
あくつ せいちろう 堆 誠一郎	1991年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 2002年8月 同社代表取締役社長（現任）
おかだ りゅうすけ 岡田 竜介	2018年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 取締役（現任）
たむら よしのり 田村 義則	2019年8月 宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 常勤監査役（現任）

なお、当社は、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬（いわゆるRS）についてご決議いただいております。

以上

(添付書類) **事業報告** 2021年6月1日から2022年5月31日まで

1 当社グループの現況

1. 財産および損益の状況

(連結)		第81期 (2018年5月期)	第82期 (2019年5月期)	第83期 (2020年5月期)	第84期 (2021年5月期)	第85期 (2022年5月期)
売上高	(百万円)	15,792	18,257	19,116	24,777	25,317
営業利益	(百万円)	1,534	1,780	2,247	2,707	3,560
売上高営業利益率	(%)	9.7	9.7	11.8	10.9	14.1
経常利益	(百万円)	1,679	1,904	2,363	2,881	3,680
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,110	1,236	1,555	1,639	2,249
1株当たり当期純利益	(円)	99.39	110.63	139.01	130.01	171.29
包括利益	(百万円)	1,318	1,355	1,747	2,584	2,150
総資産	(百万円)	19,720	22,201	26,450	30,972	30,923
純資産	(百万円)	14,544	15,359	16,582	22,468	23,363
1株当たり純資産額	(円)	1,274.72	1,342.03	1,437.01	1,672.20	1,754.86
自己資本比率	(%)	72.3	67.6	60.8	70.8	74.6
自己資本利益率 (ROE)	(%)	8.0	8.5	10.0	8.6	10.0
株価収益率	(倍)	19.6	14.6	13.6	13.2	10.6
配当性向	(%)	50.3	45.2	38.8	41.5	33.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,487	1,800	3,069	2,530	2,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△850	△777	△5,187	△1,356	△898
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△481	△29	1,476	1,193	△1,234
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	6,746	7,840	7,260	9,640	10,191

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第82期(2019年5月期)の期首から適用し、第81期(2018年5月期)に係る総資産および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、第85期(2022年5月期)にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



2. 主な事業内容

当社グループの主な事業は、日本国内の上場会社を中心としたディスクロージャー関連事業と、日本国内および米国を中心とした通訳・翻訳事業です。具体的には、ディスクロージャー関連事業では、株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）、統合報告書やCSR報告書などのESGといった任意開示関連サービスも手掛けるとともに、国内企業の海外投資家向けIR支援を提供しております。

通訳・翻訳事業では、国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリプション（マーケティング/クリエイティブ色の強い翻訳）サービスも提供しております。

当社グループでは経営成績を「ディスクロージャー関連事業」および「通訳・翻訳事業」の2区分で報告しており、このうちディスクロージャー関連事業は、売上高の観点から右のように製品区分別の情報を補足してご説明しております。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

3. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度を通じ新型コロナウイルス感染症の波及変異株の出現等により、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態宣言が再発出されるなど、外出等の移動やイベント開催等における制限の緩和は繰り返し見直しを余儀なくされましたが、延期されていた東京2020オリンピック、パラリンピックは昨年開催され、また今年3月下旬から期末に向けては、まん延防止等重点措置の実施も終わり、日常生活や海外渡航にはまだ一部制限が残るものの、経済活動は回復の基調を見せ始めました。

こうした状況のもと、当社グループのディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、ワクチン接種の進展や日本国内での収束傾向などから昨年9月には日経平均株価が一時30,000円台に回復しましたが、その後、米中対立の激化や米国のインフレ懸念の強まりと金融引き締めによる米国株式の下落、今年2月からのロシア・ウクライナ情勢の緊迫化

ディスクロージャー関連事業の製品区分

■ 金融商品取引法関連製品

主な製品	有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、WizLabo、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 正確で適切な書類チェック ● XBRLデータを含む提出書類作成用システムの優位性 ● IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導

■ 会社法関連製品

主な製品	株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 正確で適切な書類チェック ● 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力

■ IR関連製品

主な製品	株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力 ● 優れたデザイン力 ● 投資家の意識に届く企画コンサルティング

■ その他製品

主な製品	株主優待、法定公告、一般印刷物、他
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な企画提案力 ● 顧客の問題解決能力

などを背景に、一時26,000円を割り込み、25,000円台から30,000円台の水準を推移しました。

通訳・翻訳事業は、特に通訳事業における主たる事業領域である大規模な国際会議やイベントの開催に対し、海外渡航を含め引き続き一定の制限が課されているものの、海外との対面での交渉やオンラインの形で国際会議などの通訳機会は回復してきています。

このような事業環境において、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資本市場、経済活動の停滞、感染拡大を契機とした情報開示充実への要請とWeb化、オンライン化、事業体のグローバル化への動きは今後も一層進展していくものと考えております。

with/afterコロナを見据え、多様化するお客様のニーズにお応えするべくお客様の決算開示実務の一層の利便性向上を推進する次世代の決算プロセス自動化ツール「WizLabo（ウィズラボ）」をリリースし、導入社数の増加に注力してまいりました。また、コーポ

レートガバナンス・コード適用や東京証券取引所における今年4月からの新市場区分への移行に伴い積極性を増すステークホルダーとの対話や非財務情報開示の充実化への需要に対する製品やサービスの提供、「ネットで招集」や株主総会の動画配信（ライブ・オンデマンド）をはじめとする株主総会プロセスの電子化への対応にも取り組んでまいりました。

また、afterコロナにおいても一定規模でリモートワークや遠隔会議の環境は定着していくことが予想されます。通訳事業でコロナ禍の中、遠隔同時通訳プラットフォーム“interprefy”は、従来よりも安価で、簡便な形で大規模なイベントの通訳や、通訳者自身が海外渡航を行わずとも国内から、海外における異言語の会議の通訳を可能にし、一気に普及しています。これからの経済社会の変化において通訳事業が成長するための基盤の一つを構築するものになると捉えております。

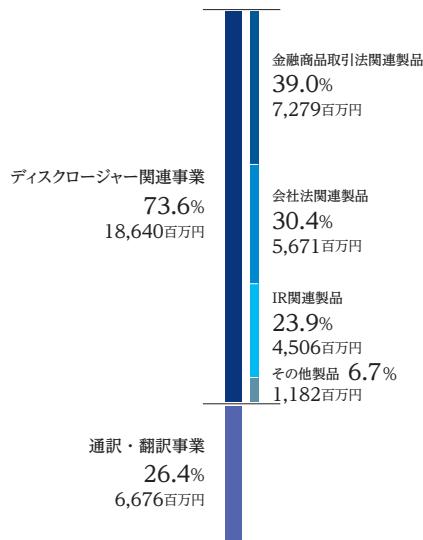
その結果、当連結会計年度の売上高は25,317百万円（前連結会計年度比540百万円増、同2.2%増）となりました。利益面については、営業利益は3,560百万円（同853百万円増、同31.5%増）、経常利益は3,680百万円（同799百万円増、同27.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,249百万円（同610百万円増、同37.2%増）となりました。

セグメント別の状況

売上高をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

なお、セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を相殺消去し記載しております。

セグメント別売上高構成比



ディスクロージャー関連事業

売上高 **18,640**百万円 前連結会計年度比 **1.7%**減

当セグメントにおきましては、開示書類作成支援システムや株主総会関連商材の売上が増加しましたが、収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△1,418百万円により、売上高は18,640百万円（同326百万円減、同1.7%減）、セグメント利益は2,763百万円（同253百万円増、同10.1%増）となりました。

従来と同様に「ディスクロージャー関連事業」を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

■ 金融商品取引法関連製品

売上高 **7,279**百万円 前連結会計年度比 **2.6%**増

収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△27百万円はありましたが、次世代の決算プロセス自動化ツール「WizLabo（ウィズラボ）」の導入顧客数が増加したことにより、売上高は7,279百万円（同184百万円増、同2.6%増）となりました。

■ 会社法関連製品

売上高 **5,671**百万円 前連結会計年度比 **3.7%**増

収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△87百万円はありましたが、株主総会招集通知および関連文書の翻訳、株主総会動画配信の売上増加により、売上高は5,671百万円（同201百万円増、同3.7%増）となりました。

■ IR関連製品

売上高 **4,506**百万円 前連結会計年度比 **12.8%**増

統合報告書の売上が増加したことにより、売上高は4,506百万円（同510百万円増、同12.8%増）となりました。

■ その他製品

売上高 **1,182**百万円 前連結会計年度比 **50.8%**減

株主優待関連の売上が増加しましたが、収益認識に関する会計基準等の適用による影響額△1,303百万円により、売上高は1,182百万円（同1,223百万円減、同50.8%減）となりました。

通訳・翻訳事業

売上高 **6,676**百万円 前連結会計年度比 **14.9%**増

当セグメントにおきましては、売上高は6,676百万円（同866百万円増、同14.9%増）となりました。通訳事業では、“interprefy”等を活用したオンライン会議形式が普及したこと、また、未だ渡航制限は残

るものの下半期は大型会議も一部再開され、売上は大幅に増加しました。翻訳事業では、堅調な大手顧客に加え新規顧客を開拓し、経営関連やマーケティング、医薬、AI関連等の領域の文書を中心に売上を大きく伸ばしました。

利益面では、売上の増加に加え、生産性の改善、販売管理費のコスト削減効果もあり、セグメント利益は222百万円（前連結会計年度はセグメント損失437百万円）となりました。

4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は944百万円であり、その内訳は、有形固定資産57百万円、無形固定資産887百万円であります。主なものは、決算プロセス自動化ツール（WizLabo）の開発によるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

5. 事業の譲渡等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

6. 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するために、持株会社体制による戦略機能を活かし、グループ間シナジーの創出を通じて当社グループが一丸となり、各社の強みを発揮して企業価値の最大化を実現してまいります。

(2) 新規事業の開拓と育成

当社グループがさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社グループは、ディスクロージャー&IR事業を基盤として、その周辺分野へサービスの範囲を拡げ、新規事業の開拓と育成、特に、通訳・翻訳に関する事業リソースを生かしてグローバルな領域に拡大を図っていくことを進めてまいります。

(3) 開示支援サービスの信頼性向上

ディスクロージャー&IR事業の環境変化とお客様のニーズを的確に捉え、効率的で使いやすい決算プロセス自動化ツールの提供と決算開示支援サービスの拡充、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスをIPO、ESGコンサルティングサービスの品質の向上など、従来の業務のクオリティをさらに改善し、お客様の信頼に添えてまいります。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

(4) 株主総会プロセスの電子化への対応

株主総会プロセスの電子化は、印刷物の減少による売上縮小につながるリスクがあります。これに対し、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等をわかりやすく株主に伝えるというサービス提供を通じ築き上げてきた本質的な部分での当社グループの優位性を基盤とし、「ネットで招集」やWeb開示支援サービス等、新サービスの開発ならびに会社法関連製品の強化により、株主総会招集通知の電子化への対応をはじめとする多様化・高度化する情報開示のニーズへの対応に取り組んでまいります。

(5) 通訳・翻訳事業の拡大と高品質+αの競争優位性の確立

ローカライズやトランスクリエーション（マーケティング/クリエイティブ色の強い翻訳）サービスのさらなる拡大と、通訳者・翻訳者ネットワークの強化によるさらなる高品質サービスの提供、機械翻訳の品質向上、遠隔通訳サービスの拡大によるお客様の利便性向上により、通訳・翻訳事業の高品質+αの競争優位性の確立を実現してまいります。

7. 主要な事業所および工場

(1) 事業所

当社本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

(2) 子会社の主要な事業所および工場の状況

宝印刷株式会社

本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

本社別館工場

東京都豊島区高田三丁目23番9号

本社別館クリスタルエイトビル

東京都豊島区高田三丁目23番10号

浮間工場

東京都北区浮間四丁目24番23号

名古屋支店

名古屋市中区錦一丁目20番25号

大阪支店

大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

大阪支店別館工場

大阪市中央区上町一丁目24番17号

札幌営業所

札幌市中央区大通西十一丁目4番

広島営業所

広島市中区紙屋町一丁目1番20号

福岡営業所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

株式会社サイマル・インターナショナル

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社十印

東京都中央区銀座七丁目16番12号

TOIN AMERICA INC.

970W. 190Th Street, Suite 920 Torrance, CA 90502

株式会社タスク

東京都豊島区高田三丁目13番2号

株式会社スリー・シー・コンサルティング

東京都豊島区高田三丁目14番29号

株式会社イーツー

東京都豊島区高田三丁目32番1号

TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED

Room 1804, 18/F., 168 Sai Yeung Choi Street, Mong Kok, Kowloon, Hong Kong

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

東京都豊島区高田三丁目32番1号

仙台宝印刷株式会社

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

株式会社TAKARA Solutions & Services

東京都豊島区高田三丁目13番2号

Translasia Holdings Pte. Ltd.

6 Shenton Way, #22-08, OUE Downtown 2, Singapore 068809

一般社団法人日本IPO実務検定協会

東京都豊島区高田三丁目28番8号

8. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
宝印刷株式会社	200,000千円	100.00%	ディスクロージャーならびにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷等
株式会社サイマル・インターナショナル	40,000千円	100.00%	通訳・翻訳サービス、通訳機材・会議機材運用事業等
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	20,000千円	100.00% (100.00%)	通訳・翻訳人材派遣紹介事業等
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN AMERICA INC.	250,000.00 \$	90.00% (80.00%)	翻訳サービス等
株式会社タスク	35,000千円	95.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	69.51%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社イーツー	15,000千円	86.66%	システム開発およびWebサイト制作

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号	4,949,368千円	22,483,020千円

9. 従業員の状況

(1) 当社グループの状況

区分	従業員数 (名)
ディスクロージャー関連事業	754 [90]
通訳・翻訳事業	294 [36]
全社 (共通)	38 [-]
合計	1,086 [126]

(2) 当社

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
38 [-]	43.9	16.3

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

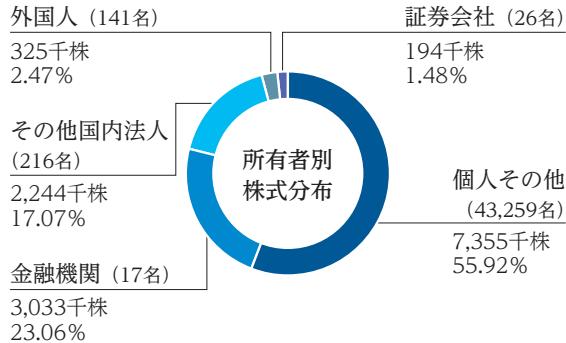
2. 従業員数欄の【外書】は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(2) 発行済株式の総数 13,153,293株

(3) 株主数 43,659名



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,166	8.87
株式会社野村	632	4.81
株式会社みずほ銀行	544	4.14
株式会社三井住友銀行	476	3.62
光通信株式会社	341	2.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	301	2.29
TAKARA & COグループ社員持株会	238	1.81
野村朱実	178	1.35
三井住友信託銀行株式会社	169	1.29
明治安田生命保険相互会社	168	1.28

(注) 持株比率は自己株式 (7,268株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (非常勤取締役および社外取締役を除く) および執行役員に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当連結会計年度に交付した株式報酬は次のとおりです。対象取締役および執行役員の計5名に対し、譲渡制限付株式として2021年9月24日付けで当社普通株式8,500株を交付いたしました。

役員区分	株式数 (株)	交付を受けた者の人数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	7,000	3
執行役員	1,500	2

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 役員の状況 4. 役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

3 役員の状況

1. 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆 誠一郎	宝印刷株式会社代表取締役社長
取締役	今井 哲男	宝印刷株式会社取締役常務執行役員
取締役	岡田 竜介	常務執行役員総合企画部担当 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長
取締役	井植 敏雅	株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員）
取締役	関根 近子	株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役
取締役	椎名 茂	uMi株式会社代表取締役会長 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役
常勤監査役	田村 義則	
監査役	松尾 信吉	ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役
監査役	高野大滋郎	TMI総合法律事務所パートナー（弁護士）

- (注) 1. 取締役のうち井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は、社外取締役であります。なお、3氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち松尾信吉氏および高野大滋郎氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
- ・取締役井植敏雅氏が兼職する株式会社エンプラスおよび亀田製菓株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社西島製作所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・取締役関根近子氏が兼職する株式会社Bマインドとの間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社バルカーおよび東リ株式会社と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・取締役椎名茂氏が兼職するuMi株式会社、株式会社ミクニおよびC Channel株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社ホットリンクと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・監査役松尾信吉氏が兼職するネクストリープ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社アンビスホールディングスおよび生化学工業株式会社と当社グループとの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・監査役高野大滋郎氏が兼職するTMI総合法律事務所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
5. 2021年8月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、加島英一氏および津田晃氏は取締役を任期満了により退任し、大西裕氏は監査役を辞任により退任いたしました。

6. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏 名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
岡田 竜介	取締役常務執行役員総合企画部担当 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	取締役常務執行役員総合企画部長 (兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長	2021年7月1日
	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役	
椎名 茂	取締役 (兼職) Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役	取締役 (兼職) Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役	2021年6月25日
	取締役 (兼職) uMi株式会社代表取締役会長 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役	取締役 (兼職) Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役	2022年1月1日

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏 名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
井植 敏雅	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役（監査等 委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社エンプラス社外取締役（監査等 委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役（監査等 委員）	2022年6月28日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。

3. 社外役員 の 活動 状況

各社外役員には、経営者としての豊富な経験や、法律、会計の専門家としての視点から、M&Aの実行や働き方改革といった重要案件を中心として有用なご意見をいただいております。

役職および氏名		出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井植 敏雅	取締役会14/14回 (100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	関根 近子	取締役会14/14回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。人材育成について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	椎名 茂	取締役会10/10回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。M&Aや情報技術について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役	松尾 信吉	取締役会14/14回 (100%) 監査役会12/12回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	高野大滋郎	取締役会10/10回 (100%) 監査役会 9 / 9 回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 椎名茂氏、高野大滋郎氏は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会および監査役会への出席状況は就任後の取締役会および監査役会の出席回数を記載しております。

4. 役員報酬の内容

(1) 報酬決定の方針および手続

当社の役員報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算出しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。取締役の報酬額は、2021年8月27日開催の第84回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。また、監査役の報酬額は、2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

当社は役員報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより

高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）、退職慰労金で構成しております。

取締役の報酬額は、あらかじめ代表取締役社長より指名・報酬委員会に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた決定方針に基づき、取締役会において決定します。また、執行役員の報酬額についても同様に決定します。当事業年度においては、承認された報酬限度額内において、個別の基本報酬額および賞与額については、各役員の職務、業績、貢献度のほか経営環境等を踏まえ業績評価を行い、妥当と考えられる世間水準等をもとに設定し、独立社外取締役に諮問のうえ、2021年7月8日および2021年8月27日開催の取締役会にて決定しております。なお、役員退職慰労金（以下「本制度」という。）については、株主総会での決議を前提に、当社の役員退職慰労金規程の定めに基づき職務、在任年数等に応じて算定してまいりましたが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社は2019年度より常勤取締役等を対象とした譲渡制限付株式の付与制度（以下「RS」）を導入済みであり、後払い的要素のある本制度を廃止し、RSへの一本化を図るため、2022年7月8日開催の取締役会において本制度を廃止することを決議し、2022年8月26日開催の第85回定時株主総会終結のときをもって廃止することといたします。また、本制度の廃止に伴い、引き続き在任する取締役（社外取締役は除く）および監査役（社外監査役は除く）に対し、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会において決議することとしており、その支給時期につきましては、対象となる取締役または監査役の退任時としております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）については、前記の株主総会で決議された報酬枠とは別枠で、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、当社が発行または処分する普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合そのほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。）としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容は、承認された限度額内においてあらかじめ指名・報酬委員会へ諮問され、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬については、株主総会で承認された前記の報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

事業報告 3 役員の状況

4 会計監査人に関する事項

(2) 非金銭報酬等に関する事項

当社では、非金銭報酬として、対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付することとしており、導入の目的や内容については（1）に記載のとおりです。

(3) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	106,876	65,910	24,550	9,066	7,350	5
監査役（社外監査役を除く）	16,996	11,440	4,900	—	696	1
社外取締役	18,000	16,500	1,500	—	—	3
社外監査役	10,000	9,000	1,000	—	—	3

(注) 1. 退職慰労金については、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,046千円（取締役7,350千円、監査役696千円）であります。

2. 上記支給額のほか、2021年8月27日開催の第34回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して10,912千円の役員退職慰労金を支給しております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

和泉監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	25,000	—
連結子会社	—	—
計	25,000	—

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 非監査業務の内容

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

5 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	16,577,849	15,962,193
現金及び預金	10,296,495	9,744,552
受取手形及び売掛金	—	4,409,458
受取手形	79,695	—
売掛金	4,371,328	—
仕掛品	1,176,782	1,034,440
原材料及び貯蔵品	33,306	30,796
その他	630,589	744,242
貸倒引当金	△10,348	△1,298
固定資産	14,346,066	15,010,130
有形固定資産	4,212,691	4,349,647
建物及び構築物	713,643	762,476
機械装置及び運搬具	213,899	279,546
土地	3,154,695	3,154,695
その他	130,452	152,928
無形固定資産	5,898,704	6,053,499
のれん	2,319,818	2,529,333
顧客関連資産	881,059	991,191
ソフトウェア	2,042,568	2,004,046
ソフトウェア仮勘定	269,659	104,577
その他	385,597	424,350
投資その他の資産	4,234,671	4,606,984
投資有価証券	2,884,423	3,052,710
退職給付に係る資産	276,116	205,807
繰延税金資産	208,332	311,145
その他	876,195	1,050,352
貸倒引当金	△10,396	△13,031
資産合計	30,923,916	30,972,324

科目	金額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	6,186,960	6,900,298
買掛金	1,865,097	1,889,344
短期借入金	106,000	222,500
1年内返済予定の長期借入金	140,884	140,884
リース債務	1,779	4,272
未払法人税等	449,856	973,406
未払費用	1,691,931	1,577,473
契約負債	1,154,452	—
役員賞与引当金	49,060	46,160
その他	727,898	2,046,256
固定負債	1,373,209	1,603,758
長期借入金	191,956	332,840
リース債務	—	1,779
繰延税金負債	633,854	685,184
役員退職慰勞引当金	79,408	81,106
退職給付に係る負債	463,121	501,520
その他	4,869	1,326
負債合計	7,560,169	8,504,056
純資産の部		
株主資本	21,979,521	20,685,265
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,432,688	4,381,031
利益剰余金	15,275,005	14,065,177
自己株式	△6,445	△39,214
その他の包括利益累計額	1,089,599	1,234,499
その他有価証券評価差額金	634,974	737,956
為替換算調整勘定	5,915	△3,016
退職給付に係る調整累計額	448,708	499,559
非支配株主持分	294,625	548,501
純資産合計	23,363,746	22,468,267
負債純資産合計	30,923,916	30,972,324

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第85期 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)		(ご参考) 第84期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)	
売上高		25,317,659		24,777,462
売上原価		14,413,296		14,586,877
売上総利益		10,904,362		10,190,585
販売費及び一般管理費		7,343,810		7,483,525
営業利益		3,560,551		2,707,059
営業外収益				
受取利息	114		161	
受取配当金	48,398		42,469	
不動産賃貸料	22,574		23,909	
受取手数料	40,061		35,762	
保険返戻金	3,120		12,136	
投資事業組合運用益	23,669		16,832	
助成金収入	3,861		79,735	
その他	27,444	169,243	20,333	231,340
営業外費用				
支払利息	4,584		11,876	
売上割引	8,290		12,119	
株式交付費	—		3,654	
為替差損	34,128		28,944	
その他	2,461	49,464	789	57,384
経常利益		3,680,330		2,881,015
特別利益				
投資有価証券売却益	11,881	11,881	135,301	135,301
特別損失				
固定資産売却損	203		—	
固定資産除却損	2,344		3,500	
投資有価証券売却損	—		332	
投資有価証券評価損	59,915	62,463	79,787	83,620
税金等調整前当期純利益		3,629,748		2,932,695
法人税、住民税及び事業税	1,032,672		1,388,838	
法人税等調整額	296,325	1,328,998	△260,157	1,128,681
当期純利益		2,300,749		1,804,014
非支配株主に帰属する当期純利益		51,077		164,449
親会社株主に帰属する当期純利益		2,249,672		1,639,564

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科 目	金 額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	4,738,084	2,987,827
現金及び預金	4,342,224	2,380,531
売掛金	111,845	177,891
その他	284,015	429,403
固定資産	17,744,936	17,916,050
有形固定資産	3,782,986	3,828,949
建物	595,344	632,041
構築物	1,488	1,716
車両運搬具	1,617	4,044
工具、器具及び備品	29,840	36,451
土地	3,154,695	3,154,695
無形固定資産	43,975	50,424
ソフトウェア	32,281	38,457
ソフトウェア仮勘定	—	250
電話加入権	11,511	11,511
その他	183	204
投資その他の資産	13,917,973	14,036,677
投資有価証券	2,544,277	2,785,365
関係会社株式	10,580,021	10,307,452
長期前払費用	5,873	8,896
繰延税金資産	6,200	—
生命保険積立金	457,807	607,625
差入保証金	322,160	322,607
その他	1,633	5,830
貸倒引当金	—	△1,100
資産合計	22,483,020	20,903,877

科 目	金 額	
	第85期 (2022年5月31日現在)	(ご参考) 第84期 (2021年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	363,080	306,482
1年内返済予定の長期借入金	100,000	100,000
リース債務	1,779	2,669
未払金	445	11,524
未払費用	100,246	94,086
未払法人税等	51,270	41,082
未払消費税等	23,397	—
契約負債	40,278	—
前受金	—	4,067
預り金	5,360	5,732
役員賞与引当金	31,950	33,000
その他	8,353	14,321
固定負債	252,221	423,149
長期借入金	100,000	200,000
リース債務	—	1,779
繰延税金負債	—	36,741
退職給付引当金	73,981	103,521
役員退職慰労引当金	78,240	81,106
負債合計	615,302	729,631
純資産の部		
株主資本	21,237,910	19,436,289
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,393,603	4,360,451
資本準備金	2,227,268	2,227,268
その他資本剰余金	2,166,335	2,133,182
利益剰余金	14,572,480	12,836,780
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	14,397,574	12,661,875
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	5,797,574	4,061,875
自己株式	△6,445	△39,214
評価・換算差額等	629,807	737,956
その他有価証券評価差額金	629,807	737,956
純資産合計	21,867,718	20,174,246
負債純資産合計	22,483,020	20,903,877

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第85期 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)		(ご参考) 第84期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで)	
営業収益				
業務受託収入	1,179,900		1,177,905	
経営指導料収入	14,100		—	
不動産賃貸収入	439,464		440,303	
関係会社受取配当金	2,037,481	3,670,946	535,000	2,153,209
販売費及び一般管理費		976,398		987,656
営業利益		2,694,547		1,165,553
営業外収益				
受取利息	52		56	
受取配当金	48,398		42,469	
不動産賃貸料	54		54	
受取手数料	1,314		1,421	
保険返戻金	3,120		—	
投資事業組合運用益	23,669		16,832	
その他	5,559	82,168	5,391	66,226
営業外費用				
支払利息	2,034		8,193	
株式交付費	—		6,618	
その他	464	2,499	—	14,811
經常利益		2,774,217		1,216,968
特別利益				
投資有価証券売却益	11,881		135,301	
施設利用会員権売却益	1,652	13,533	—	135,301
特別損失				
固定資産除却損	399		274	
投資有価証券売却損	—		332	
投資有価証券評価損	59,915		110	
関係会社株式評価損	—	60,314	74,767	75,485
税引前当期純利益		2,727,437		1,276,783
法人税、住民税及び事業税	252,636		278,940	
法人税等調整額	3,940	256,577	6,224	285,165
当期純利益		2,470,859		991,618

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年7月8日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田博士 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山下 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TAKARA & COMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年7月8日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山下 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2021年6月1日から2022年5月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が

必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月12日

株式会社TAKARA & COMPANY 監査役会

常勤監査役 田村 義 則 ㊟

監 査 役 松 尾 信 吉 ㊟

監 査 役 高 野 大 滋 郎 ㊟

(注) 監査役 松尾信吉及び監査役 高野大滋郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催といたしたいと存じます。

株主の皆様にご来場いただかなくとも事前に情報をお届けできるよう、第85期の事業報告、連結業績の概要等をあらかじめ映像化し、当社「ネットで招集」にて配信しております。株主の皆様におかれましては、これらの資料をご高覧のうえ、インターネットまたは郵送による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

さらに、本総会当日につきましては、感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスクの着用、アルコール消毒などを実施する予定です。座席数も100席程度となる見込みであり、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことを、あらかじめご了承ください。

本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

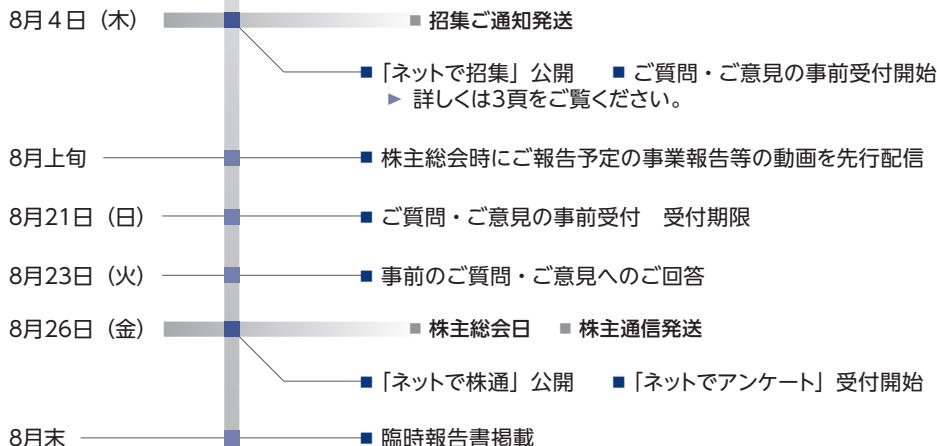
「ネットで招集」の更新予定

以下は予定となります。変更する可能性がありますことをあらかじめご了承ください。



「ネットで招集」はこちらから

<https://s.srdb.jp/7921/>



株式会社TAKARA & COMPANY

<https://www.takara-company.co.jp/>



公式Twitter

<https://twitter.com/TakaraCompany>



株主各位

第85回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制および運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.takara-company.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供したものとみなされる情報です。

株式会社TAKARA & COMPANY

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容および運用状況は、以下のとおりであります。

1 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
- 2 リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- 3 内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

4 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

5 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたる。

2 変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。

3 定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

4 取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配付する。

- ⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。
- (5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。
- ② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」等を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。
- (6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催する。
- ② 当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。

③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。

④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

⑤ 当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。

また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。
- ② 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。

④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

2 運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部のeラーニングを社内内で実施するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社グループの基本ルール（グループ企業理念、社訓、行動規範、各種社内規程等）、統合マネジメントシステムのルール（CSR運営マニュアル等）のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール

(法令・規制要求事項)について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は主要子会社である宝印刷株式会社との合同開催を含めて13回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

事業継続計画(BCP)は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時

の体制を整備しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を13回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

2 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画およびCSR経営を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した1988年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社グループを取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配慮した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することいたしました。その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として当社および当社グループ子会社は各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、グループ企業理念、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とするグループ子会社をもち、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、主要子会社である宝印刷株式会社においては、プライバシーマーク認証、森林認証、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティング、ならびに印刷部浮間工場において環境規格（ISO14001）を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、過去4度にわたり継続しており、直近では、2019年7月9日開催の取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決議し、2019年8月23日開催の当社第82回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。（以下、「本プラン」といいます。）

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提

案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

3 取組みの具体的な内容に対する 取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（2015年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

(2) 株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様にご承認いただき導入しております。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

連結株主資本等変動計算書 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,278,271	4,381,031	14,065,177	△39,214	20,685,265
会計方針の変更による累積的影響額			△276,465		△276,465
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,278,271	4,381,031	13,788,711	△39,214	20,408,800
当期変動額					
剰余金の配当			△735,160		△735,160
親会社株主に帰属する当期純利益			2,249,672		2,249,672
自己株式の取得				△487	△487
自己株式の処分		33,152		33,256	66,409
連結子会社株式の取得による持分の増減		18,505			18,505
連結範囲の変動			△28,218		△28,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	51,657	1,486,293	32,769	1,570,720
当期末残高	2,278,271	4,432,688	15,275,005	△6,445	21,979,521

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	737,956	△3,016	499,559	1,234,499	548,501	22,468,267
会計方針の変更による累積的影響額						△276,465
会計方針の変更を反映した当期首残高	737,956	△3,016	499,559	1,234,499	548,501	22,191,801
当期変動額						
剰余金の配当						△735,160
親会社株主に帰属する当期純利益						2,249,672
自己株式の取得						△487
自己株式の処分						66,409
連結子会社株式の取得による持分の増減						18,505
連結範囲の変動						△28,218
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△102,981	8,931	△50,850	△144,900	△253,875	△398,776
当期変動額合計	△102,981	8,931	△50,850	△144,900	△253,875	1,171,944
当期末残高	634,974	5,915	448,708	1,089,599	294,625	23,363,746

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

宝印刷株式会社

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

株式会社イーツ

株式会社十印

株式会社サイマル・インターナショナル

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったTAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITEDは、重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。ただし、同社の4月1日から9月30日までに係る損益につきましては、連結損益計算書に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

TRANSLASIA HOLDINGS PTE.LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

TRANSLASIA HOLDINGS PTE.LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社十印及びその子会社、株式会社サイマル・インターナショナル及びその子会社の決算日は、3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② 棚卸資産
 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 原材料 主として移動平均法
 仕掛品 個別法
 貯蔵品 主として最終仕入原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法
 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。
 主な耐用年数
 建物及び構築物 15～50年
 機械装置及び運搬具 10年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 ソフトウェア（自社利用分）
 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 顧客関連資産
 10年
 その他
 法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法、企業結合により識別された商標権等については、その効果の及ぶ期間（11年～13年）に基づく定額法
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可

能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。

(c) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a) ディスクロージャー関連事業

ディスクロージャー関連事業において、主として国内の顧客に対して、金融商品

取引法・会社法に基づいて作成が義務付けられている有価証券報告書や株主総会招集通知といった制度開示書類や、IR活動の一環で株主や投資家向けに作成される株主通信、事業報告書等の任意開示書類など、ディスクロージャーとIRに関連した書類の制作・印刷、作成支援システムの提供、コンサルティングサービス等を行っております。

・ディスクロージャー&IR関連電子データ納品物

電子データ納品物については、顧客が検収した時点で当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね2か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・ディスクロージャー&IR関連印刷物

印刷物制作については、顧客に印刷物を引き渡した時点で当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷から引き渡しの期間が通常の間であることから、出荷が完了した時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね2か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・開示書類作成支援システム等

開示書類作成支援システム、オンラインサービスの提供については、契約期間にわたり顧客が当該システム等を利用できるように当社グループが提供するサービ

スであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

また、顧客は契約期間にわたり当該サービスを利用可能で、時間の経過に伴い均等に便益を享受すると判断しているため、当社グループは契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

取引の対価は、契約期間開始から概ね2か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・コンサルティングサービス

コンサルティングサービスについては、主に新規上場を目指す顧客への各種提出書類作成支援、アドバイザリー業務等を行っており、専門知識を有したスタッフを派遣して契約期間にわたりコンサルティング業務を実施する形態から、サービスを提供すると同時に顧客は便益を享受すると判断しました。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、実施時間に応じて収益を認識しております。

また、取引の対価は契約条件に従い、段階的に受領しておりますが、概ね契約期間終了から2ヵ月以内に全額受領（作業の進捗度により前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

b) 通訳・翻訳事業

通訳・翻訳事業において、主に国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリプションサービス等の提供を行ってお

ります。

・通訳サービス

通訳サービスについては、顧客へ通訳サービスを提供することが履行義務であり、顧客へのサービスの提供時点で当該サービスの履行義務が充足されるとし、当時点で収益を認識しております。取引の対価は、当該製品又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・翻訳サービス

翻訳サービスについては、翻訳した成果物を顧客に供給することを履行義務としており、顧客が成果物を検収した時点で当該製品及びサービスに対する支配が移転し、履行義務が充足することから、当時点で収益を認識しております。

取引の対価は、当該製品又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③ 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現期間（10年～14年）にわたり均等償却しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引

株主優待等に係る一部の収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務

一部のオンラインサービスに係る収益について、従来は利用期間開始時に収益を認識する方法によっておりましたが、サービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行

う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は1,418,053千円、売上原価は1,355,391千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ62,661千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は276,465千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。なお、連結貸借対照表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	2,319,818千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル	2,069,934千円
顧客関連資産	881,059千円
株式会社サイマル・インターナショナル	881,059千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積り金額の算出方法)

当社グループは2020年3月31日付で、連結子会社である株式会社サイマル・インターナショナルの株式を取得したことにより発生したのれん及び顧客関連資産を保有しており、これらは規則的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

当連結会計年度においては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る状況にないことから、のれん及び顧客関連資産に係る減損損失は認識しておりません。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

将来キャッシュ・フローの見積り額は中期経営計画等に基づき算出しております。

(翌年度の連結計算書類に与える影響)

市場環境の変化や、見積りの前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
現金及び預金 4,500千円
担保に係る債務
買掛金 2,842千円
未払費用 1,071千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,521,753千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,153,293株	一株	一株	13,153,293株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	44,980株	(注) 274株	(注) 37,986株	7,268株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加274株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少37,986株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少18,500株および子会社である(株)タスクの株式の追加取得に係る自己株式の処分による減少19,440株ならびに単元未満株式の買増請求による減少46株であります。

3. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年7月8日 取締役会	普通株式	353,924	27.00	2021年5月31日	2021年8月6日
2021年12月28日 取締役会	普通株式	381,235	29.00	2021年11月30日	2022年1月24日

(注) 2021年12月28日取締役会決議による1株当たり配当額には、創業70周年記念配当2円が含まれております。

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年7月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	381,235	29.00	2022年5月31日	2022年8月5日

(注) 2022年7月8日取締役会決議による1株当たり配当額には、創業70周年記念配当2円が含まれております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができることから、確定給付制度に含めて記載しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	5,766,792千円
勤務費用	335,245千円
利息費用	23,988千円
数理計算上の差異の発生額	△191,685千円
退職給付の支払額	△129,463千円
退職給付債務の期末残高	<u>5,804,878千円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	5,689,986千円
期待運用収益	113,799千円
数理計算上の差異の発生額	△50,408千円
事業主からの拠出額	230,323千円
退職給付の支払額	△129,463千円
年金資産の期末残高	<u>5,854,237千円</u>

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	218,907千円
退職給付費用	29,553千円
退職給付の支払額	<u>△12,096千円</u>
退職給付に係る負債の期末残高	<u>236,363千円</u>

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,804,878千円
年金資産	<u>△5,854,237千円</u>
	△49,359千円
非積立型制度の退職給付債務	236,363千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>187,004千円</u>

退職給付に係る負債	463,121千円
退職給付に係る資産	<u>△276,116千円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>187,004千円</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	335,245千円
利息費用	23,988千円
期待運用収益	△113,799千円
数理計算上の差異の費用処理額	△244,157千円
簡便法で計算した退職給付費用	29,553千円
その他	<u>1,430千円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>32,261千円</u>

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	△105,487千円

- (7) 退職給付に係る調整累計額
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。
未認識数理計算上の差異 653,730千円
- (8) 年金資産に関する事項
- ① 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|------|
| 債券 | 34% |
| 株式 | 19% |
| 保険資産（一般勘定） | 25% |
| その他 | 22% |
| 合計 | 100% |
- ② 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
- (9) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎
- | | |
|-----------|-----------|
| 割引率 | 主として0.78% |
| 長期期待運用収益率 | 2.0% |

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期及び長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客

の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取り組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関する株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で2027年10月であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。(※2 参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形	79,695	79,695	－
(2) 売掛金	4,371,328	4,371,328	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	2,108,374	2,108,374	－
社債	5,000	5,000	－
資産計	6,564,399	6,564,399	－
(1) 買掛金	1,865,097	1,865,097	－
(2) 短期借入金	106,000	106,000	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	140,884	140,702	△181
(4) 未払費用	1,691,931	1,691,931	－
(5) 長期借入金	191,956	190,453	△1,502
負債計	3,995,869	3,994,184	△1,684

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「資産(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	435,337
投資事業有限責任組合への出資	335,711
合計	771,048

市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項又は第27項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を

分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年5月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,090,158	18,216	—	2,108,374
社債	—	5,000	—	5,000
資産計	2,090,158	23,216	—	2,113,374

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年5月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形	—	79,695	—	79,695
売掛金	—	4,371,328	—	4,371,328
資産計	—	4,451,024	—	4,451,024
買掛金	—	1,865,097	—	1,865,097
短期借入金	—	106,000	—	106,000
1年内返済予定の長期借入金	—	140,702	—	140,702
未払費用	—	1,691,931	—	1,691,931
長期借入金	—	190,453	—	190,453
負債計	—	3,994,184	—	3,994,184

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。株式は活発な市場で取引されているため、原則としてその時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している一部の株式及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基

に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、並びに未払費用

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

2022年5月31日における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		連結計算書類計上額
	ディスクロージャー関連事業	通訳・翻訳事業	
売上高			
金融商品取引法関連製品	7,279,611	—	7,279,611
会社法関連製品	5,671,950	—	5,671,950
I R 関連製品	4,506,799	—	4,506,799
その他製品	1,182,604	—	1,182,604
通訳・翻訳事業	—	6,676,694	6,676,694
顧客との契約から生じる収益	18,640,965	6,676,694	25,317,659
外部顧客への売上高	18,640,965	6,676,694	25,317,659

(注) 本基準適用により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「ディスクロージャー関連事業」の売上高は1,418,053千円減少しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事

項に関する注記等) 4 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	4,409,458
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,451,024
契約負債 (期首残高)	792,733
契約負債 (期末残高)	1,154,452

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、792,733千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び

収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありま

せん。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,754円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 171円29銭 |

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は25円61銭、1株当たり当期純利益は4円59銭それぞれ減少しております。

株主資本等変動計算書 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,278,271	2,227,268	2,133,182	4,360,451	174,905	8,600,000	4,061,875
当期変動額							
剰余金の配当							△735,160
当期純利益							2,470,859
自己株式の取得							
自己株式の処分			33,152	33,152			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	33,152	33,152	—	—	1,735,699
当期末残高	2,278,271	2,227,268	2,166,335	4,393,603	174,905	8,600,000	5,797,574

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	12,836,780	△39,214	19,436,289	737,956	737,956	20,174,246
当期変動額						
剰余金の配当	△735,160		△735,160			△735,160
当期純利益	2,470,859		2,470,859			2,470,859
自己株式の取得		△487	△487			△487
自己株式の処分		33,256	66,409			66,409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△108,149	△108,149	△108,149
当期変動額合計	1,735,699	32,769	1,801,621	△108,149	△108,149	1,693,472
当期末残高	14,572,480	△6,445	21,237,910	629,807	629,807	21,867,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
 - なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法
 - ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。
 - 主な耐用年数

建物	15～50年
工具、器具及び備品	5年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ソフトウェア（自社利用分）
 - 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - その他
 - 法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の利益は、子会社からの経営指導料収入、業務受託収入、不動産賃貸収入並びに受取配当金となります。各収入の認識基準は以下のとおりであります。

(1) 経営指導料収入、業務受託収入、不動産賃貸収入

経営指導料収入、業務受託収入、不動産賃貸収入については、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(2) 受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首

から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。なお、貸借対照表に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	10,580,021千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル株式	4,949,368千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積り金額の算出方法)

当社は、通訳・翻訳事業を展開する株式会社サイマル・インターナショナル(以下、サイマル社)株式を保有しており、計算書類において関係会社株式を計上しております。当社は、国内企業の海外投資家向けIR支援やグローバルビジネス展開の支援の強化、既存の通訳・翻訳事業の強化、事業領域の拡大の観点から、サイマル社を子会社とすることにより、当社グループとしてシナジー効果が期待できると考え、超過収益力を見込んだ価額での取得を行っていることから、サイマル社株式の取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。

当事業年度においては、サイマル社株式の評価にあたり、超過収益力の減少の有無を検討し、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものとして判断しております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記検討に用いた実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務数値を基礎としつつ、超過収益力を反映すべく中期経営計画等に基づく将来キャッシュ・フローを用いて算定しております。

(翌年度の計算書類に与える影響)

子会社化により見込んでいたシナジー効果が十分に発揮できない場合や、見積りの前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	44,980株	(注) 274株	(注) 37,986株	7,268株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加、減少共に、(連結株主資本等変動計算書に関する注記) 2の(注)と同様の理由によるものです。

(貸借対照表に関する注記)

- 担保に供している資産
担保に供している資産
現金及び預金 4,500千円
担保に係る債務(※)
買掛金 2,842千円
未払費用 1,072千円
(※) 宝印刷株式会社に帰属する債務であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,826,397千円
- 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
金銭債権 113,292千円
金銭債務 814千円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 営業収益 3,670,881千円
- 営業費用 91,586千円
- 営業取引以外の取引による取引高 54千円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	22,652千円
役員退職慰労引当金	23,957千円
役員報酬（株式報酬）	10,372千円
未払事業税	8,751千円
資産除去債務	7,054千円
未払社会保険料	3,008千円
投資有価証券評価損	43,551千円
会社分割による関係会社株式	225,437千円
その他	6,014千円
繰延税金資産小計	350,800千円
評価性引当額	△71,620千円
繰延税金資産合計	279,180千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△272,979千円
繰延税金負債合計	△272,979千円
繰延税金資産純額	6,200千円

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	宝印刷 株式会社	東京都 豊島区	200,000	ディスクロージャー 関連事業	(所有) 直接 100.00	配当の受取 業務の請負 不動産の 賃貸 役員の兼任 経営に係る 指導料	事務管理 業務の受託	1,140,000	売掛金	104,500
							配当金の 受取	1,692,000	—	—
							不動産の 賃貸	395,017	契約負債	36,209
							経営指導料 の受取	3,200	売掛金	440

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定しております。

不動産賃貸料については、近隣の取引実勢、物件の所有管理に係る諸経費等を勘案し、決定しております。

経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益及び費用の計上基準」に記載の

とおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,663円45銭
2. 1株当たり当期純利益	188円14銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)
当社は連結配当規制適用会社であります。